

大和市告示第44号

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成22年大和市告示第155号）の一部を次のように改正する。

第3条中「いずれも」を削り、「をすべて」を「のいずれをも」に改め、同条第4号中「標榜する」を「^{ぼう}標榜する」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 本市の市税等に滞納がないこと。

第4条第1項中「費用は」の次に「、夫婦が本市に住所を有する間に」を加え、「夫婦が」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費の保険給付を伴う場合の食事療養標準負担額
- (2) 文書料、個室料等の一般不妊治療に直接関係のないものであると認められる費用に係る本人負担額
- (3) 処方箋によらない医薬品等の費用

第4条第3項を削る。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。